

飼養衛生管理基準の改正

第4回

～飼養衛生管理マニュアルの作成及び

従事者等への周知徹底について～

今回は、「飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底」についてお知らせします。

<目的>

飼養衛生管理に関する作業の手順を明確にし、農場の防疫や家畜の衛生管理を実効性のあるものとする

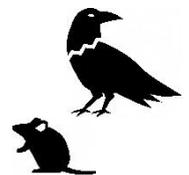
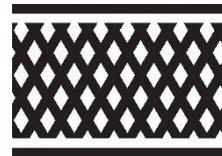
<施行月日>

「豚及びいのしし」は令和3年4月1日

「牛・めん羊・山羊」「鶏その他家きん」「馬」は令和4年2月1日

<マニュアルの内容は以下の10項目を含むように作成してください>

- 1.従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- 2.海外渡航時及び帰国後の注意事項
- 3.郵便物を含む海外からの肉製品の持込みに関する注意喚起
- 4.農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- 5.可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- 6.持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- 7.猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- 8.野生動物の衛生管理区域への侵入防止
- 9.農場における防疫のための更衣
- 10.手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等



作成したマニュアルは、印字した冊子の配布や看板への掲示などを通して、周知することが必要です。詳細については後日お知らせします。

これまでの飼養衛生管理基準に関する衛生だよりは山形県 HP (<https://www.pref.yamagata.jp/index.html>) に掲載していますので、ご覧ください。